

平成27年度第1回福岡県がん対策推進協議会議事録

日時 平成27年9月1日（火）

14:00～15:30

場所 福岡県庁北棟10階 特9会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

（司会）

定刻になりましたので、ただ今から、平成27年度第1回福岡県がん対策推進協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日司会を務めます健康増進課の掛川と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

開催に当たりまして、健康増進課の岩本が挨拶申し上げます。

（健康増進課長）

健康増進課長の岩本でございます。

本日は、お忙しい中、がん対策推進協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には常日頃から本県のがん対策の推進にご理解・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

この協議会につきましては、昨年度は3回開催しているところでございますが、毎回各委員の方々にはそれぞれのお立場でがん対策に対するさまざまなご意見をいただいているところでございます。

昨年度の協議会では、主にごん診療連携拠点病院の整備につきましてご協議いただき、県としましてもご協議の内容を踏まえ国に推薦を行いまして、今年度4月1日から国指定のがん診療連携拠点病院を15か所、それから県指定のがん診療拠点病院を2か所指定したところでございます。

本年度、第1回目となります今回の協議会におきましては、この会議次第にございますように国が新たに定めた地域がん診療病院の新規指定の国への推薦、そして本年度から実施いたします福岡県がん検診よか取り組み事業所の知事表彰制度、また来年4月1日から施行されます全国がん登録に関する県の取り組み状況などにつきまして、事務局よりご説明させていただきます。

委員の皆様には、引き続き本県のがん対策の推進につきまして、ご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

本日の協議会は限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のないご意見をいただきまして、本県のがん対策の推進を図ってまいりたいと考えております。
どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、ここで人事異動によりまして、新しく委員にご就任いただきました方々のご紹介をさせていただきます。

委員の方々におきましては、委員名簿を添付しておりますので、そちらをご参照ください。

本年度新しくご就任いただいた方ですが、福岡県薬剤師会副会長の有馬様、県教育庁体育スポーツ健康課長の寺崎様、九州大学病院がんセンター長の水元様、厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課長の安河内様にご就任いただきました。

なお、本日は、河端委員、中島委員、西原委員、本田委員、水元委員におかれましては、所用によりご欠席のご連絡を、また、田口委員の代理として九州大学大学院の宗崎様に、安河内委員の代理として、厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長補佐の橋本様にご出席いただいております。

また、本日の協議会には、3名の方が傍聴されていますことを、お知らせいたします。

では、議題の審議にあたりまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

[配布資料の確認]

資料の不足しているもの、わかりにくいもの等は、ございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、松田会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(松田会長)

それでは、議題に従い協議会を進めさせていただきます。

まず始めに、議題(1) 地域がん診療病院の新規指定推薦について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

健康増進課保健事業係の砂田と申します。

まず、資料1をご覧ください。

1. 現在のがん診療連携拠点病院の整備状況です。

資料1の裏面と参考資料1をご覧ください。

平成26年1月10日に示された国の新しく改正された整備指針に基づき、当県も平成26年度に整備を進め、新たに平成27年4月から4年間、福岡県拠点のがん診療拠点病院を2か所、地域拠点のがん診療連携拠点病院を13か所、県指定のがん診療連携拠点病院を2か所、計17か所整備しております。

一枚目の資料1の2をご覧ください。

今回の地域がん診療病院の整備についてです。

地域がん診療病院が今回の新しい指針で新たに新設をされております。

整備の時期は、同じく4年に1回ということで、グループ指定の相手先の病院との連携に時間を要することから、特例としまして1年遅れの27年度に整備することとして現在進めておりますので、その経過を説明させていただきます。

この地域がん診療病院の整備は、新指針においてがん診療連携拠点病院がない未設置の空白の2次医療圏に、地域がん診療病院の整備ができることとしており、本県においても空白の2次医療圏を解消するために、今年度申請予定の2か所の病院を推薦することで検討しております。

その2か所の病院については、資料1の1ページの3に予定病院ということで書いております。

この地域がん診療病院の指定要件ですが、隣接するがん診療連携拠点病院とグループ指定をしまして連携するものです。

4ページをご覧ください。

こちらに、地域がん診療連携拠点病院の新指針と新設された地域がん診療病院の新指針を記載しております。

診療実績や放射線治療機器の設備等の条件は、地域がん診療連携拠点病院の新指針と比較すると緩やかではありますが、緩和ケアの提供体制や相談体制、情報提供につきましては、地域がん診療連携拠点病院と同等レベルの要件が示されております。

5ページには、診療従事者に関する要件が示されておりますので、ご参照ください。

資料の1ページに戻っていただきまして、これまでの整備経過について、ご説明させていただきます。

昨年5月にこの2か所の病院の現地調査を行いまして、9月に開催されました県内のがん診療連携拠点病院で組織する福岡県がん診療連携協議会で、この2か所の病院のそれぞれのグループ指定する病院が決定されております。

この2か所の病院につきましては、今年の7月に2回目の現地調査を行いました。

昨年の実地調査では、2か所とも、検査や治療を含めた診療計画のクリティカルパスの運用や、キャンサーボードと言いまして、院内の多くの他科にまたがる種々の専門職によるがんの患者さんの合同カンファレンスの開催、緩和ケアの提供体制や相談支援体制などの要件が少し不足しておりました。

今回7月に調査しました結果、これらの点につきまして、順調に整備が進んでおりまして、グループ指定との病院の連携も構築されていまして、今年度、新規指定の申請が可能な段階となっております。

「4 整備スケジュール」をご覧ください。

今後のスケジュールですが、9月初旬に国から県の方へ新規指定の推薦書の提出依頼がある予定となっております。

それを受けまして、2か所の病院へ連絡をして、10月下旬までに2か所の病院から推薦

関係書類を受理後、国へ推薦書を提出する予定としております。

以上で、説明を終わります。

(松田会長)

ただいま、地域がん診療病院の新規指定推薦について、説明がありました。

この件について、何か、ご質問・ご意見等がございませんでしょうか。

(宮崎委員)

1点よろしいでしょうか。「1 現在のがん診療連携拠点病院の整備状況」で、「さらに県内4ブロックの人口等を考慮して、福岡県指定がん診療拠点病院2か所を整備している」と書かれてありますが、人口等を考慮したのは、地域がん診療連携拠点病院の13カ所を整備する際、福岡、北九州地区が多くなる時にブロックの人口を考慮したのであって、県指定の病院は、そうではなかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、国指定の13カ所は、2次医療圏が福岡県に13カ所ありまして、空白の医療圏が5カ所ほどございますが、ブロックごとに均てん化になるように指定をしております。北九州地区と福岡地区は、人口が少し多いので、県指定の病院を2カ所指定をしております。

(宮崎委員)

いえ、そうではなくて、13カ所指定する時に、空白の医療圏があるけれども、福岡ブロック、北九州ブロックに多く増やす理由として、他の地域をカバーするという意味で、増やしているのだと思います。県指定の病院は、そうではなくて、国は13カ所しか認めたくないけれども、それ以外でも、県独自で指定を認めましょうということで、当初3カ所指定したと思います。

(松田会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

確かにその経過できていると思いますので、事務局といたしまして、再度経過につきまして確認をさせていただきます。

(宮崎委員)

それで、結構です。

(松田会長)

今回の地域がん診療病院の整備については、何かご意見・ご質問等がございませんでしょうか。

(塚田委員)

空白の医療圏ということで、今、議論があったのですが、京築という所は、非常に地域が広く人口も多い所でありまして、交通の便もよくないので、ぜひともこの地域に県の方の後押しでがんの拠点病院を整備していただく方向で、何か良い方策があればいいなというふう

に思っております。何かございますでしょうか。

(健康増進課長)

県といたしましては、先ほどご説明しましたとおり、空白の医療圏をなくすということで、今回の地域がん診療病院の新指針が示されたというふうに認識しております。

今回の2病院の指定につきましても、空白の医療圏につきましても、すべて検討させていただき、いろいろとお話しさせていただいたのですが、先ほど事務局から説明しましたとおり、病院の指定要件ががん診療連携拠点病院とほぼ同等となっていることがございまして、それをなかなかクリアできる病院は、現時点において、2カ所しかなかったというふうに御理解いただきたいと思います。

(松田会長)

よろしいでしょうか。3ページの地図を見ますと、空白の医療圏は、京築と直方・鞍手、宗像がありますが、がん診療連携拠点病院という要件が高いハードルでありますので、なかなか医療機関としても追いつけないというのが、現状だということです。

他に何か質問はございませんでしょうか。

では、この地域がん診療病院の2病院の新規指定推薦について、事務局の提案どおり、準備を進めてよいでしょうか。

(了承)

では、事務局、よろしくお願いいたします。

次に、議題2「福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰制度の創設について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。

新しく創設しました福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰の制度と表彰候補の事業所についてご説明をさせていただきます。

1ページですが、今回新しく創設しました福岡県がん検診よか取り組み事業所の知事表彰に関する資料として、記者提供したものです。

福岡県では、平成24年度から働く世代をがんから守るがん検診推進事業に取り組んでおります。

資料3枚目のカラーのチラシをご覧ください。

このチラシを事業所、関係機関に配布しまして、登録事業所を募集しているところでございます。

この事業は、事業所の従業員の方にごがん検診推進員になっていただき、他の従業員の方やご家族の皆様が市町村等が実施するがん検診の受診を進めていただくものです。

平成27年3月末現在で、2,441事業所に登録いただいております。

登録されている事業所では、さまざまな工夫を凝らした従業員のがん検診の取り組みが行われております。

その取り組みを表彰しまして、広く周知することにより、他の事業所の活性化を図り、が

ん検診受診率を向上させ、早期発見・早期治療につなげることを目的としております。

もう一度、1ページに戻っていただきまして、「2 受賞することによるメリット」をご覧ください。

この表彰で受賞されましたら、従業員のモチベーションが向上するということが、がん検診推進並びに健康づくりに積極的に取り組んでいることが事業所の中でも周知され、安心して働けることを従業員が認識することができます。

その結果、職場の中でも従業員の仕事に対するモチベーションが上がることなどが期待されます。

もう一つのメリットとしましては、事業所の信頼性の向上ということで、従業員の健康に配慮した働きやすい事業所であることをアピールできるため、人材確保の定着や、さらには、顧客や取引先の信用を増やすことが期待できるということで、表彰を広く一般に広げていきたいというふうに考えております。

表彰式ですが、この表彰対象の事業所に選考されましたら、平成27年11月11日に、天神のエルガーホールで開催を予定しております「平成27年度福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」において、知事表彰を行うこととしております。

次に表彰制度の選考と知事表彰候補事業所について、説明させていただきます。

右上に「※協議会終了後、回収します」と、記載されている資料をご覧ください。

なお、被表彰事業所がまだ公表されていないため、この資料は傍聴者の方には、配布しておりませんのでご了承願います。

まず、選考方法ですが、事務局において、平成26年度までに登録した事業所の中で、審査基準にあります1～4を考慮して、選考いたしました。

審査基準は、

- 1 がん検診の重要性の理解を促進する取り組みをしていること
- 2 がん検診を受診しやすい環境づくりの取り組みをしていること
- 3 その他、がん検診の受診率向上に繋がる効果的な取り組み
- 4 他の事業所の参考になる取り組みをしていること

この1～4の審査基準を考慮して、選考をいたしました。

また、地域性や業種なども考慮して、選考をしております。

それとあわせて、従業員の受診率が70%以上ある事業所を選定しました。

これは、登録した事業所の各がんの検診受診率の平均が概ね60～70%でございましたので、70%としております。

具体的な絞り込みとしましては、【被表彰事業所の選考】に記載しておりますので、ご確認ください。

また、表彰候補選考のポイントですが、1～4の基準、地域性や業種も考慮いたしますが、ポイントとしては、他の事業所の参考になる取り組みに主眼をおきました。また、この事業

が平成24年度に開始しておりますので、登録年度も考慮しまして選考している状況です。

この資料の裏面には、知事表彰候補の5つの登録事業所を記載しておりますので、ご説明いたします。

福岡地域のA登録事業所ですが、登録年度は平成24年度、市町村は福岡市、業種は医療・福祉関係、従業員数57名です。

参考となる取り組みとしましては、事業所登録をきっかけとしまして、がん検診に係るポスターやミニのぼりを事業所内に設置しております。

その他、従業員の方への配布物と一緒にがん検診啓発グッズを同封したり、積極的に啓発グッズを活用していただいております。

また、従業員にがん検診受診を周知していただいているところですが、がん検診のオプション項目を追加したり、事業所独自で検診の助成を実施しているということが、参考となる取り組みとしているところでございます。

B登録事業所ですが、登録年度は平成24年度、市町村は筑紫野市、業種は建設業、従業員数は92名です。

参考となる取り組みといたしましては、事業所登録をきっかけに従業員ががん検診を受診したところ、がんが早期発見されたということです。

これは、従業員が気軽にがん検診を受けたところ、自覚症状がない早い段階でがんが発見され、治療と就労を両立できていると聞いております。

このように、がんを早期に見つけて、就労もできているということを伝え、他の従業員の方にもがん検診の受診を促しているということです。

北九州地域のC登録事業所ですが、登録年度は平成24年度、市町村は北九州市、業種は建設業、従業員数は12名です。

参考となる取り組みとしましては、この事業所のがん検診推進員は、日頃から従業員に何度も「がん検診を受けましたか？」と声かけをしていただいているようです。

また、健康管理について日頃から従業員の方と話し合う機会を設けたり、体調がよくない時は無理をしないようにと声かけ、従業員の方が一丸となった取り組みを行っているという報告を受けております。

筑後地域のD登録事業所ですが、登録年度は平成24年度、市町村は久留米市、業種は建設業、従業員数は20名です。

参考となる取り組みとしましては、こちらもがん検診推進員の方が熱心であり、業務に支障がないよう従業員のスケジュール調整を行い、がん検診を受けやすい職場の環境づくりに配慮されております。

また、こちらの事業所は、平成25年に実施しました、福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラムにおいて、事業所での取り組みを報告されているところでございます。

このように、他の事業所の参考となる取り組みに貢献していただいている状況でございます。

筑豊地域のE登録事業所ですが、登録年度は平成25年度、市町村は飯塚市、業種は製造・販売業、従業員数は32名です。

参考となる取り組みとしましては、県が提供した各市町村のがん検診の情報に関するチラ

シ、このチラシには、県内60市町村のがん検診の実施場所、日時を記載されておりますが、こういうチラシを活用しまして、従業員の方の住んでいる市町村のがん検診の実施情報を伝えるなど、有効活用していただき、がん検診受診の促進につなげていただいております、他の事業所の参考となる取り組みになるかと思っております。

以上、簡単ではございますが、5登録事業所につきまして、表彰候補ということで選考しております。

ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(松田会長)

がん検診の新しい取り組みといたしまして、福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰制度を今年度から実施するという事で、表彰を受けられる5カ所の事業所の説明がありました。この点について、何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

事業所ですから、規模が小さいところが多いですね。

(健康増進課長)

事業所の登録制度の取り組みを行った経緯としましては、中小企業の方々は協会健保等のがん検診の受診率が低いということがございまして、そういうところで検診の受診率等をあげていただくための取り組みとして、中小事業所をターゲットにした形での登録制度をつくりました。

また、事業所単位という取り組みにさせていただいておりますが、その方が周知や情報提供、実際の検診の受診勧奨もうまくいくだろうということですので、あくまでも事業所単位での登録となっております。そういうこともございまして、従業員数92名という所もございまして、比較的小さな事業所もたくさん登録していただいているところでございます。

(松田会長)

5カ所の事業所については、何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(高橋委員)

この事業は、よい取り組みだと思います。

事業所で地域との密着もありますし、この取り組みを、今後どのように展開していかれるのかということがこれから望まれることだろうと思います。

私も福岡県のがん検診受診率を調べましたら、決してよい方ではないので、どうしたらよいただろうと患者サイドで考えました。

こういう取り組みを自治体の方に広げていったら、どのように展開していくのだろうか。

事業所で取り上げてそれが地域との密着になり、そしてそれを自治体につなげていけるような、そういう展開になればいいなと思いました。

(健康増進課長)

この取り組みにつきましては、事業所中心にということで、先ほどご説明したような主旨で進めさせていただいております。

実はこの事業所は、現在、約2,500社程度、登録していただいておりますが、県としましては、10,000社を目標にしておりまして、まず、登録を増やしていきたいと考え

ております。

10,000社くらい登録されれば、かなり各地域で「がん検診を受けなきゃね」というような気運も上昇されるのではないかとこのように考えております。

まず、目指せ10,000社の一步としまして、この登録の表彰制度もつくり、さらにこの制度自体の普及啓発に努めていきたいと考えております。

(松田会長)

高橋委員のご意見も考慮しながら、この事業は広がっていけばよいですね。

他に、何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、この5登録事業所を表彰するという事でよろしいでしょうか。

(了承)

では、次に議題3 全国がん登録の施行について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

全国がん登録の施行について、ご説明いたします。

資料3として、国の全国がん登録説明会資料、がん登録等の推進に関する法律を添付しております。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、2013年12月にがん登録の推進に関する法律が成立しまして、2016年1月から、全国がん登録が開始となります。

現時点で、まだ政省令が出ていない状況ではありますが、本日は7月27日に国の会議で説明がありましたので、その会議内容の説明と医療機関への説明会の実施など、今後のスケジュール等についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、簡単にがん登録推進法の概要を説明させていただきます。

資料1 ページ、2 ページをご覧ください。

がん登録では、がんの患者さんの診断、治療及び転記などの情報を収集しまして、保管・整理・解析することで、がんの実態を把握する仕組みになっております。

現在、行われている地域がん登録は、届け出が義務ではありませんので、すべてのがん患者さんが登録されていることにはなっていないため、精度にばらつきがある状況でございます。

今回、法律が成立しまして、地域がん登録は全国がん登録に移行いたしますが、これにより、すべての病院及び指定された診療所に登録が義務付けされております。

2 ページですが、すべての病院と手上げた診療所は、がんの罹患情報を県へ提出することになります。

福岡県では保健環境研究所に登録室を設置しまして、ここで届け出を受理し、突合・整理を行い、国へ届け出情報を提出することになっております。

国は、国内の罹患情報をデータベースに記録しまして、一元的に管理することになります。

さらに、市町村からの人口動態として、直接国にあがってきた情報を、国の方で突合・整理をすることになります。

利用等の限度ですが、罹患情報の調査研究等の利用については、有識者の意見を聴くなど

が定められており、がんに関する調査・研究が進められて、最終的には、その成果を国民に還元してがん医療の質の向上を図ることを、このがん登録推進法で目指しているところです。

3ページからは、政省令の細かい検討されている案についての解説が書かれておりますが、全てを説明するのは省略させていただき、何点か説明させていただきたいと思います。

4ページをお願いします。

法第2条関係のがんの定義でございます。

法律では、がんは、悪性新生物その他の政令で定める疾病となっておりますが、政令案の方では、①悪性新生物及び上皮内がん ②髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ③一部の卵巣腫瘍 ④消化管間質腫瘍と定義されており、この①から④に診断された場合は、届け出るということになっております。

9ページをお願いします。

法附則第2条関係、本人同意に係る経過措置ということで、これは、法施行前に開始されたがんに係る調査研究のうち、規模などの一定の条件を満たすもの、例えば、全国がん登録情報などを利用する際の本人の同意については、経過措置として、本人の同意は代替措置が可能、本人の同意は不要ということが、政令案の方では示されているようです。

10ページからは、省令の検討事項です。

10ページの法第5条第1項関係で、全国がん登録データベースに登録する情報ということで、10ページから14ページまでデータベースに登録する情報が記載してあります。

10ページには、初回の診断に係る住所、11ページには、がんの発生が確定した日、がんの種類、12ページには、がんの進行度、がんの発見の経緯、13ページには、がんの治療の内容、がんの診断又は治療を行った病院等、14ページには、生存確認情報、その他の登録情報ということで、これらが、それぞれ省令案ということで、細かくどういった内容を届け出るのかということが記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

23ページをお願いします。

都道府県の役割についてですが、24ページの診療所の指定、法第六条第二項があります。

先ほども少しお話ししましたが、診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式となっております。

診療所への周知につきましては、現在、関係機関と相談させていただきながら、県内のすべての診療所に周知をする準備を進めているところでございます。

診療所からの申請につきましては、年内に申請を受け付け、次の年の1月1日に指定予定としております。

参考に申しますと、福岡県でも地域がん登録を実施しているところですが、現在、届け出をいただいている診療所には、個別に連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

25ページ、26ページには、都道府県データベースの整備、審議会等の意見聴取などがありますので、この件につきましても、今後県の方で検討を進めていく予定にしております。

27ページには、医療機関の役割を記載しております。

法第6条全国がん登録への届出につきましては、病院又は指定された診療所は、初回の診断が行われた時は、住所所在地の都道府県へ届出なければならないというふうになっております。

届出期限は、診断された日の翌年末となっております。

こちらに例を書いておりますが、例えば診断日が2016年1月10日としますと、提出期限は、次の年の翌年2017年12月31日となります。

なお、詳しい届出の方法は、11月に開催予定としております説明会で、具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

28ページをご覧ください。

病院等への提供ですが、県は、当該病院から届け出をされたがんに係る情報の提供の請求を受けた時は、全国がん登録データベースを用いて、届出をしてもらった病院へ情報提供を行わなければならないとなっております。

第7条ですが、がん登録は義務化になっており、届出がなされなかった場合には、都道府県は期限を定めて、届け出対象情報の届け出をするよう勧告することができる、勧告に従わない時は、その旨を公表することができるというふうになっております。

次に医療機関への説明をさせていただきます。

病院と診療所に周知をしまして、届け出を予定する診療所におきましては、説明会に出席いただきますよう依頼する予定でございます。

説明会は、11月に予定しております。

県内に病院が460カ所ほどありますので、北九州、福岡、筑豊、筑後の4ブロックで開催予定としております。

日程が決まりましたら、すみやかに関係機関に連絡を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

この説明会の目的は、まず、全国がん登録が始まるということを皆様方に周知をしまして、制度の概要、具体的な届出内容、届出方法についての説明会を考えております。

また、今後、国立がん研究センターから、全国の全病院に対して、届け出のマニュアルが搬送されると説明がありましたので、政省令が発出されたと同時に各病院の方には、具体的なマニュアルが届くということ聞いております。

以上、簡単ではございますが、全国がん登録の施行についてということで、説明をさせていただきました。

(松田会長)

全国がん登録についての説明がありましたが、来年度1月から実施ということですので、あまり時間はありませんが、11月に説明会を開催されるということです。

この件について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(田村委員)

医師会の役割は、どんな形になるのでしょうか。登録されたものを県の医師会の方で集約

することになるのでしょうか。

(健康増進課長)

全国がん登録につきましては、新たな制度でございますので、それについて県からの周知にご協力していただくというところがございます。

また、実際の登録にあたりましては、県が県レベルの登録情報を取り扱うということになっておりますが、現在、地域がん登録に関する業務は、メディカルセンターに一部事務をお願いしておりますので、その事務を行っていただくということになるのかなというふうに考えております。

また、診療所の周知につきましては、手挙げ方式でございますので、医師会の方のご協力を得て、すべての診療所に周知して、その中から手挙げされた診療所を県が指定することになっております。

(松田会長)

福岡県は保健環境研究所が中心になるということですね。

(健康増進課長)

実際に事務の取り扱いがどうなるかという点につきましては、まだ確定的ではございません。県が一元的に実施するという制度的なスケジュールになっておりまして、その事務については、これまで地域がん登録の事務等を、県メディカルセンターにさせていただいており、その手法等をもっておりますので、県メディカルセンターが引き続き行っていただく方向で検討しているということでございます。

まだ、政省令が出ておりませんので、そういった細かい点が確定しておりませんが、現時点での暫定的な状況でございます。

(松田会長)

他に何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

特にないようですので、来年1月の実施に向けて、引き続き十分な準備をよろしくお願ひします。

では、次に、その他の事項として、福岡県重粒子線治療費利子補給事業について、事務局より報告がありますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

その他資料1をご覧ください。

福岡県重粒子線治療費利子補給事業について、ご報告させていただきます。

事業の概要とチラシを添付しております。

福岡県民が鳥栖市にあります九州重粒子線がん治療センターで重粒子線治療を受けるため、金融機関から治療費を借り入れた場合に、県が利子の一部を助成するものです。

円滑な実施を図るために、昨年度、県内に本店がある金融機関を訪問しまして、協力依頼を行ったところでございます。

平成26年度の実績は2件ということで、平成27年度は問い合わせはあっておりますが、新規申請にはまだ至っていないという状況でございます。

引き続き関係機関等に情報提供しながら、周知を図っていきたいと考えております。

関係の方がいらっしゃいましたら、ご案内いただきますようご協力をお願ひします。

(松田会長)

ただいま福岡県重粒子線治療費利子補給事業について、ご説明がありました。この件について何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(高橋委員)

返済期間はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

7年間です。

(高橋委員)

借入対象期間は7年間ですので、今から7年後、34年頃に借りた場合は、それからまた更に7年後までに返済すればよいということですか

(事務局)

この事業は、利子補給を行うものですので、借り入れてから7年間までの利子分につきまして、県の方で助成をするということになります。

(松田会長)

他に何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、次のリレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡について、事務局よりご報告願います。

(事務局)

その他の資料2をご覧ください。

事業の概要とチラシを付けております。

皆様もご存知かと思いますが、「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡」ということで、がんの患者さんを支援するチャリティーイベントが、今年も海ノ中道海浜公園で開催されます。

今年は9月12日の土曜日、13日の日曜日ということになっております。

この「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡」も、今年で7回目を迎え、毎回、1,500人を超える方が参加されております。

多くの方と一緒に歩くことで、自分は一人ではないという生きる希望が生まれることを目指しているイベントです。

福岡県職員も一緒にイベントに参加しているところでございまして、身近にお知り合いの方や参加したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひご案内いただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

(松田会長)

この件については、お時間のある方は、参加していただきたいということで、よろしくお願い致します。

他に全体を通して委員の皆様から何かありませんでしょうか。

では、特に意見がないようですので、これで終わりたいと思います。
委員の皆様には、議事進行にご便宜いただきましてありがとうございます。

(司会)

松田会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成27年度第1回福岡県がん対策推進協議会を終わらせていただきます。

再度確認になりますが、資料2がん検診よか取り組み事業所知事表彰創設の一番下についております、協議会終了後、回収しますという両面の資料につきましては、まだ、事業所等が公表されておりませんので、机上に置いたままご退室していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次回第2回目のがん対策推進協議会の開催につきましては、日程が確定次第、皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。